

振動規制法関係

【規制の地域】

区域	特定工場等及び 道路交通振動区域区分	特定建設作業振動地域区分
第1種 区域 (黄色)	良好な住民の環境を保全するため、特に静隠の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静隠の保持を必要とする区域	<p>良好な住民の環境を保全するため、特に静隠の保持を必要とする区域であること。</p> <p>住居の用に供されているため、静隠の保持を必要とする区域であること。</p> <p>住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、相当数の住居が集合しているため、振動の発生を防止する必要がある区域であること。</p>
第2種 区域 (赤色)	住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域	
指定区域外		

【振動規制法に基づく特定工場等に係る振動の基準】 単位：デシベル（dB）

時間 区域	昼間 午前8時から午後7時まで	夜間 午後7時から翌日の午前8時まで
第1種区域	60	55
第2種区域	65	60

（注） 振動の測定は、工場等の敷地境界線において行います。